

静岡市老人福祉センター条例の一部改正について

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第17条」を「第18条第1項」に改める。

第13条第1項本文中「利用者がセンター」を「利用者（静岡市小鹿老人福祉センターに係るものに限る。以下この項及び第15条において同じ。）が許可を受けたセンター」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書及び前項」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条中「及び同条第2項」を削る。

第15条第1号中「又は目的外利用者」を削る。

第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条に次の4項を加え、同条を第18条とし、第16条を第17条とする。

- 2 市長は、指定管理者に静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第15条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第16条 利用者（静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターに係るものに限る。以下この項において同じ。）が許可を受けたセンターを利用する場合の利用に係る料金は、無料とする。

ただし、利用者が浴室を利用しようとする場合は、第18条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 目的外利用者は、第18条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条関係）

1 静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターの浴室の利用料金の限度額

区分	金額
浴室	入浴1回につき100円

2 静岡市清水中央老人福祉センターの目的外利用の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
教養娯楽室1	820円	1,170円	1,170円	1,990円	2,340円	3,160円
教養娯楽室2	820円	1,170円	1,170円	1,990円	2,340円	3,160円
集会室	3,030円	4,320円	4,320円	7,350円	8,640円	11,670円
浴室	13歳以上の者	入浴1回につき300円				
	3歳以上13歳未満の者	入浴1回につき150円				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市老人福祉センター条例第18条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。